

特別金融制度調査會議事規則案

第一條 會議ノ日時、場所及議題ハ會長之ヲ定メ少クトモ五日前ニ各委員及會長ニ於テ招集ヲ必要ト認ムル臨時委員ニ通知ス但シ至急ヲ要スル場合ハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二條 委員及臨時委員ニシテ會議ニ參集スルコト能ハサル者ハ豫メ其ノ旨會長ニ通知スヘシ

第三條 議事ハ招集ヲ受ケタル委員及臨時委員ノ半数以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第四條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

發言セムトスルモノハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 議事ハ出席セル委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同

第一條 會議ノ日時、場所及議題ハ會長之ヲ定メ少クトモ五日前ニ各委員及會長ニ於テ招集ヲ必要ト認ムル臨時委員ニ通知ス但シ至急ヲ要スル場合ハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二條 委員及臨時委員ニシテ會議ニ參集スルコト能ハサル者ハ豫メ其ノ旨會長ニ通知スヘシ

第三條 議事ハ招集ヲ受ケタル委員及臨時委員ノ半数以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第四條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

發言セムトスルモノハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 議事ハ出席セル委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同

第一條 本會ハ由來ノ以テ其ノ宗旨ニ於テハ
第二條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第三條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第四條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第五條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第六條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第七條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第八條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ
第九條 本會ノ事務ハ由來ノ以テ其ノ

數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六條 會議ノ議事及調査事項ハ秘密トス但シ差支ナシト認ムルモノハ

會長ニ於テ之ヲ公表スルコトアルヘシ

第七條 會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタル

トキハ關係官吏又ハ其ノ他ノ者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽ク

コトヲ得

第八條 會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタル

トキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員若干名ヲ指名シ特定ノ議案又

ハ事項ニ付調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 特別委員ハ其ノ互選ヲ以テ委員長ヲ置ク

特別委員會ノ會議ノ方法ニ付キテハ本會ノ例ニ準ス

特別委員會ノ會期ハ本會ノ開會ノ時ニ
前止メ 特別委員ハ其ノ正副ニ以テ委員選任ノ
ハ本會ニ付 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ
ノ委員選任ノ時ニ 特別委員ニ以テ之ヲ

第十條 特別委員長ハ特別委員會ノ調査ノ經過並結果ヲ本會ニ報告スヘシ

第十一條 幹事及會長ノ特ニ指名シタル關係官吏ハ本會又ハ特別委員會ノ會議ニ出席シ説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得
幹事ハ議事録ヲ作成ス

第十二條 本則ニ明文ナキ事項ハ會長ノ定ムル所ニ依ル